

電気設備の技術基準の解釈（２０１３０２１５商局第４号）の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項） 第9条 （略） 2～4 （略） 5 有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一～四 （略） 五 完成品は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u>	【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項） 第9条 （略） 2～4 （略） 5 有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一～四 （略） 五 完成品は、<u>日本産業規格 JIS C 3503 (1995)「CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル」(JIS C 3503 (2009)にて追補)の「5.3 導体抵抗」、「5.4 耐電圧」、「5.5 絶縁抵抗」及び「5.9 シースの引張り」の試験方法により試験したとき、「3 特性」に適合すること。</u>
【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項） 第16条 （略） 2～5 （略） 6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から前項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限	【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項） 第16条 （略） 2～5 （略） 6 開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から前項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限

る。)は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～三 (略)

四 器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。

イ 接地型計器用変圧器であって、日本産業規格 JIS C 1731-2 (1998)「計器用変成器－(標準用及び一般計測用)第2部：計器用変圧器」の「6.3 耐電圧」又は民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「計器用変成器(電力需給用)－第1部：一般仕様」の「適用」の欄に規定する要件に適合するもの

ロ～ニ (略)

ホ 避雷器であって、次のいずれかに適合するもの

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「酸化亜鉛形避雷器」の「適用」の欄に規定する要件に適合するもの

五 (略)

る。)は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

一～三 (略)

四 器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。

イ 接地型計器用変圧器であって、日本産業規格 JIS C 1731-2 (1998)「計器用変成器－(標準用及び一般計測用)第2部：計器用変圧器」の「6.3 耐電圧」又は日本産業規格 JIS C 1736-1 (2009)「計器用変成器(電力需給用)－第1部：一般仕様」の「6.4 耐電圧」に適合するもの

ロ～ニ (略)

ホ 避雷器であって、次のいずれかに適合するもの

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電気学会電気規格調査会標準規格 JEC-2371-2003「がいし形避雷器」の「6.7 動作開始電圧試験」、「6.8.1 急しゅん雷インパルス制限電圧試験」、「6.8.2 雷インパルス制限電圧試験」、「6.8.3 開閉インパルス制限電圧試験」、「6.12.1 商用周波耐電圧試験」及び「6.12.2 雷インパルス耐電圧試験」に適合するもの

(ニ) 電気学会電気規格調査会標準規格 JEC2372-1995「ガス絶縁タンク形避雷器」の「6.7 動作開始電圧試験」、「6.8.1 急しゅん雷インパルス制限電圧試験」、「6.8.2 雷インパルス制限電圧試験」、「6.8.3 開閉インパルス制限電圧試験」、「6.12.4 商用周波耐電圧試験」及び「6.12.6 雷インパルス耐電圧試験」に適合するもの

(ホ) 電気学会電気規格調査会標準規格 JEC2373-1998「ガス絶縁タンク形避雷器(3.3～154kV系統用)」の「6.7 動作開始電圧試験」、「6.8.1 急しゅん雷インパルス制限電圧試験」、「6.8.2 雷インパルス制限電圧試験」、「6.8.3 開閉インパルス制限電圧試験」、「6.12.4 商用周波耐電圧試験」及び「6.12.6 雷インパルス耐電圧試験」に適合するもの

五 (略)

【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】（省令第14条） 第33条 （略） 2・3 （略） 4 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路（低圧幹線（第142条に規定するものをいう。）を除く。）で使用するものであって、次の各号に適合するものであること。 一 過負荷保護装置は、次に適合するものであること。 イ （略） ロ 電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器、又は次に適合するものであること。 （イ） 構造は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である</u>「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。 （ロ） 完成品は、<u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である</u>「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。 二～四 （略） 5 （略）	【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】（省令第14条） 第33条 （略） 2・3 （略） 4 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路（低圧幹線（第142条に規定するものをいう。）を除く。）で使用するものであって、次の各号に適合するものであること。 一 過負荷保護装置は、次に適合するものであること。 イ （略） ロ 電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器、又は次に適合するものであること。 （イ） 構造は、<u>日本産業規格 JIS C 8201-4-1（2010）「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「8 構造及び性能に関する要求事項」</u>に適合すること。 （ロ） 完成品は、<u>日本産業規格 JIS C 8201-4-1（2010）「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「9 試験」の試験方法により試験したとき、「8.2 性能に関する要求事項」及び「附属書B 特殊試験」</u>に適合すること。 二～四 （略） 5 （略）
【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第32条第1項） 第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。 一 次に適合する材料で構成されたものであること。 イ 許容応力は、次によること。 （イ） コンクリートの許容曲げ圧縮応力、許容せん断応力及び形鋼、平鋼又	【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第32条第1項） 第56条 電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。 一 次に適合する材料で構成されたものであること。 イ 許容応力は、次によること。 （イ） コンクリートの許容曲げ圧縮応力、許容せん断応力及び形鋼、平鋼又

は棒鋼に対する許容付着応力は、56-1表に規定する値

56-1表

コンクリートの圧縮強度 (N/mm ²)	許容曲げ圧縮応力 (N/mm ²)	許容せん断応力 (N/mm ²)	許容付着応力 (N/mm ²)		
			形鋼又は平鋼	棒鋼	
				丸鋼	異形棒鋼
17.7以上 20.6未満	5.88	0.59	0.34	0.69	1.37
20.6以上 23.5未満	6.86	0.64	0.36	0.74	1.47
23.5以上	7.84	0.69	0.39	0.78	1.57

(備考) コンクリートの圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「コンクリートの圧縮強度試験方法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。

(ロ)・(ハ) (略)

ロ・ハ (略)

二～四 (略)

は棒鋼に対する許容付着応力は、56-1表に規定する値

56-1表

コンクリートの圧縮強度 (N/mm ²)	許容曲げ圧縮応力 (N/mm ²)	許容せん断応力 (N/mm ²)	許容付着応力 (N/mm ²)		
			形鋼又は平鋼	棒鋼	
				丸鋼	異形棒鋼
17.7以上 20.6未満	5.88	0.59	0.34	0.69	1.37
20.6以上 23.5未満	6.86	0.64	0.36	0.74	1.47
23.5以上	7.84	0.69	0.39	0.78	1.57

(備考) コンクリートの圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本産業規格 JIS A 1108 (2006) 「コンクリートの圧縮強度試験方法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。

(ロ)・(ハ) (略)

ロ・ハ (略)

二～四 (略)

【鉄柱及び鉄塔の構成等】 (省令第32条第1項)

第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は次項の規定に適合する鋼管柱であること。

一 (略)

二 鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定する溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材

【鉄柱及び鉄塔の構成等】 (省令第32条第1項)

第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は次項の規定に適合する鋼管柱であること。

一 (略)

二 鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。

イ 鋼材は、次のいずれかであること。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 日本産業規格 JIS G 3114 (2016) 「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定する溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材

(二)～(へ) (略) ロ・ハ (略) 三～五 (略) 2 (略)	(二)～(へ) (略) ロ・ハ (略) 三～五 (略) 2 (略)
【低高圧架空電線と植物との接近】（省令第5条第1項、第29条） 第79条 低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでない。 一 低圧架空電線又は高圧架空電線を、次に適合する防護具に収めて施設すること。 イ (略) ロ 完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u> 二 低圧架空電線又は高圧架空電線が、次に適合するものであること。 イ (略) ロ 完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 (イ) (略) (ロ) <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u> 三 (略)	【低高圧架空電線と植物との接近】（省令第5条第1項、第29条） 第79条 低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでない。 一 低圧架空電線又は高圧架空電線を、次に適合する防護具に収めて施設すること。 イ (略) ロ 完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 (イ)・(ロ) (略) (ハ) <u>日本産業規格 JIS C 3005 (2000) 「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「4.29 摩耗」の規定により、おもりの重さを24.5N、回転数を500回転として摩耗試験を行ったとき、防護具に穴が開かないこと。</u> 二 低圧架空電線又は高圧架空電線が、次に適合するものであること。 イ (略) ロ 完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 (イ) (略) (ロ) <u>日本産業規格 JIS C 3005 (2000) 「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「4.29 摩耗」の規定により、おもりの重さを24.5N、回転数を500回転として摩耗試験を行ったとき、絶縁電線が露出しないこと。</u> 三 (略)
【特別高圧架空電線と支持物等との離隔距離】（省令第20条） 第89条 特別高圧架空電線（ケーブルを除く。）とその支持物、腕金類、支柱又は	【特別高圧架空電線と支持物等との離隔距離】（省令第20条） 第89条 特別高圧架空電線（ケーブルを除く。）とその支持物、腕金類、支柱又は

支線との離隔距離は、次の各号のいずれかによること。 一 （略） 二 <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」の「適用」の欄に規定する要件に適合すること。</u>	支線との離隔距離は、次の各号のいずれかによること。 一 （略） 二 <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2002（1998）「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」の「3. 技術的規定」によること。</u>
【屋内に施設する電線路】（省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条） 第132条 屋内に施設する電線路は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第175条から第178条までに規定する以外の場所に限り、施設することができる。 一～三 （略） 2 屋内に施設する電線路は、次項に規定する場合を除き、次の各号によること。 一～三 （略） 四 電線にケーブルを使用し、次のいずれかにより施設する場合は、第一号から第三号までの規定によらないことができる。 イ （略） ロ <u>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の「適用」の欄に規定する方法により施設する場合</u> 五 （略） 3 （略）	【屋内に施設する電線路】（省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条） 第132条 屋内に施設する電線路は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第175条から第178条までに規定する以外の場所に限り、施設することができる。 一～三 （略） 2 屋内に施設する電線路は、次項に規定する場合を除き、次の各号によること。 一～三 （略） 四 電線にケーブルを使用し、次のいずれかにより施設する場合は、第一号から第三号までの規定によらないことができる。 イ （略） ロ <u>日本電気技術規格委員会規格 JESC E2017（2018）「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の「2. 技術的規定」により施設する場合</u> 五 （略） 3 （略）
【電力保安通信用電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項） 第135条 次の各号に掲げる箇所には、電力保安通信用電話設備を施設すること。 一～六 （略） 七 次に掲げるものと、これらの技術員駐在所との間 イ <u>発電所又は蓄電所（第225条第1項に規定する場合に係るものを除く。）</u>。ただし、次に適合するものを除く。 （イ）・（ロ） （略） ロ <u>変電所（第225条第1項に規定する場合に係るものを除く。）</u>。ただし、	【電力保安通信用電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項） 第135条 次の各号に掲げる箇所には、電力保安通信用電話設備を施設すること。 一～六 （略） 七 次に掲げるものと、これらの技術員駐在所との間 イ <u>発電所又は蓄電所</u>。ただし、次に適合するものを除く。 （イ）・（ロ） （略） ロ <u>変電所</u>。ただし、次に適合するものを除く。

次に適合するものを除く。 (イ)～(ニ) (略) ハ・ニ (略) ホ <u>開閉所</u> (第225条第1項に規定する場合に係るものを除く。) 八 (略) 2 (略)	(イ)～(ニ) (略) ハ・ニ (略) ホ <u>開閉所</u> 八 (略) 2 (略)
【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】(省令第4条、第7条、<u>第9条第1項、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項</u>) 第199条の2 (略) 2 一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物が設置された需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。 一 充電設備(電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等を充電する際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この号及び次項において同じ。)と電気自動車等とを接続する電路は、次に適合するものであること。 イ～ハ (略) 二 (略) <u>3 自家用電気工作物(小規模事業用電気工作物を除く。)が設置された需要場所において電気自動車等を充電する場合(充電設備と電気自動車等を接続する電路の使用電圧が直流1,500V以下の高圧である場合に限る。)の電路は、次の各号により施設すること。</u> <u>一 電路が次のいずれにも適合していることを充電開始前に確認し、及びいずれかに適合していない場合にあっては充電を開始しない機能を有すること。</u> <u>イ 充電設備と電気自動車等とが適切に接続されていること</u> <u>ロ 使用電圧に応じた絶縁性能を有すること</u> <u>ハ 短絡を生じるおそれがないこと</u> <u>二 充電設備と電気自動車等を接続する電路(電気機械器具内の電路を除く。)は、次により施設すること。</u>	【電気自動車等から電気を供給するための設備等の施設】(省令第4条、第7条、第44条第1項、第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項) 第199条の2 (略) 2 一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物が設置された需要場所において、電気自動車等を充電する場合の電路は、次の各号により施設すること。 一 充電設備(電力変換装置、保護装置又は開閉器等の電気自動車等を充電する際に必要な設備を収めた筐体等をいう。以下この号において同じ。)と電気自動車等とを接続する電路は、次に適合するものであること。 イ～ハ (略) 二 (略) (新設)

<u>イ 充電設備は、配線と直接接続して施設すること。</u> <u>ロ 直流電路が、非接地であること。</u> <u>ハ 直流電路に接続する電力変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。</u> <u>ニ 充電設備と電気自動車等とを接続する電路に地絡、過電流又は過電圧を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること。</u> <u>ホ 充電設備と電気自動車等とを接続する電路の電線が切断したときに電気の供給を自動的に遮断する装置を施設すること。</u> <u>三 充電設備と電気自動車等とを接続する電線（次号において「充電用ケーブル」という。）は、次によること。</u> <u>イ 断面積は0.75mm²以上であること。</u> <u>ロ 国際電気標準会議規格 IEC 62893-4-1(2020) Charging cables for electric vehicles of rated voltages up to and including 0,6/1 kV – Part 4-1: Cables for DC charging according to mode 4 of IEC 61851-1 – DC charging without use of a thermal management system に適合するものであること。</u> <u>四 充電用ケーブルと電気自動車等との接続には、次に適合する専用の接続器を用いること。</u> <u>イ 電気自動車等と接続されている状態及び接続されていない状態において、充電部分が露出しないものであること。</u> <u>ロ 屋側又は屋外に施設する場合には、電気自動車等と接続されている状態において、水の飛まつに対して保護されているものであること。</u> <u>ハ 充電中は、人の操作により電気自動車等から外れないものであること。</u> <u>五 充電設備の筐体等、接続器その他の器具に電線を接続する場合は、簡易接触防護措置を施した端子に電線をねじ止めその他の方法により、堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続するとともに、接続点に張力が加わらないようにすること。</u>	
【IEC 60364規格の適用】（省令第4条） 第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備	【IEC 60364規格の適用】（省令第4条） 第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備

は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。			は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。		
218-1表			218-1表		
規格番号（制定年）	規格名	備考	規格番号（制定年）	規格名	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>JIS C 60364-5-53（2024）</u>	低圧電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2、534を除く。	<u>IEC 60364-5-53（2020）</u>	低圧電気設備－第5-53部：電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	532.2、534を除く。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>IEC 60364-5-57（2022）</u>	<u>低圧電気設備－第5-57部：電気機器の選定及び施工－据置形二次電池の施工</u>		（新設）		
<u>JIS C 60364-6（2024）</u>	低圧電気設備－第6部：検証		<u>IEC 60364-6（2016）</u>	低圧電気設備－第6部：検証	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>JIS C 60364-7-714（2024）</u>	低圧電気設備－第7-714部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－屋外照明設備		<u>IEC 60364-7-714（2011）</u>	低圧電気設備－第7-714部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－屋外照明設備	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>JIS C 60364-7-722（2024）</u>	低圧電気設備－第7-722部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－電気自動車用電源	（略）	<u>IEC 60364-7-722（2018）</u>	低圧電気設備－第7-722部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－電気自動車用電源	（略）
（略）	（略）		（略）	（略）	
<u>IEC 60364-8-82（2022）</u>	<u>低圧電気設備－第8-82部：機能的側面－プロシューマの低圧電気設備</u>		（新設）		
（備考）表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引			（備考）表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引		

用されている場合においても適用が除外される。 注 1・注 2 （略） 2・3 （略）	用されている場合においても適用が除外される。 注 1・注 2 （略） 2・3 （略）																
【IEC 61936-1規格の適用】（省令第4条） 第219条 省令第2条第1項に規定する高圧又は特別高圧で使用する電気設備（電線路を除く。）は、第3条から第217条の規定によらず、国際電気標準会議規格 IEC 61936-1 (2014) Power installations exceeding 1kV a.c. - Part1:Common rules（以下この条において「IEC 61936-1規格」という。）のうち、219-1表の左欄に掲げる箇条の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第3条から第217条までの規定により施設すること。 219-1表 <table><tr><th>IEC 61936-1規格の箇条</th><th>対応する解釈の箇条</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8.4 Means to protect persons working on electrical installations (8.4.7を除く。)</td><td>-</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ※1～8 （略） 2・3 （略）	IEC 61936-1規格の箇条	対応する解釈の箇条	(略)	(略)	8.4 Means to protect persons working on electrical installations (8.4.7を除く。)	-	(略)	(略)	【IEC 61936-1規格の適用】（省令第4条） 第219条 省令第2条第1項に規定する高圧又は特別高圧で使用する電気設備（電線路を除く。）は、第3条から第217条の規定によらず、国際電気標準会議規格 IEC 61936-1 (2014) Power installations exceeding 1kV a.c. - Part1:Common rules（以下この条において「IEC 61936-1規格」という。）のうち、219-1表の左欄に掲げる箇条の規定により施設することができる。ただし、同表の左欄に掲げる箇条に規定のない事項、又は同表の左欄に掲げる箇条の規定が具体的でない場合において同表の右欄に示す解釈の箇条に規定する事項については、対応する第3条から第217条までの規定により施設すること。 219-1表 <table><tr><th>IEC 61936-1規格の箇条</th><th>対応する解釈の箇条</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>8.4 Means to protect persons working on electrical installations (8.4.6を除く。)</td><td>-</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> ※1～8 （略） 2・3 （略）	IEC 61936-1規格の箇条	対応する解釈の箇条	(略)	(略)	8.4 Means to protect persons working on electrical installations (8.4.6を除く。)	-	(略)	(略)
IEC 61936-1規格の箇条	対応する解釈の箇条																
(略)	(略)																
8.4 Means to protect persons working on electrical installations (8.4.7を除く。)	-																
(略)	(略)																
IEC 61936-1規格の箇条	対応する解釈の箇条																
(略)	(略)																
8.4 Means to protect persons working on electrical installations (8.4.6を除く。)	-																
(略)	(略)																
【一般送配電事業者又は配電事業者との間等の電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項） 第225条 高圧又は特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）は、分散型電源設置者の技術員駐在所等と電力系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の技術員駐在所等との間及び分散型電源設置者の遠隔監視制御されない発電所若しくは蓄電所、遠	【一般送配電事業者又は配電事業者との間の電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項） 第225条 高圧又は特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）は、分散型電源設置者の技術員駐在所等と電力系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の技術員駐在所等との間に、次の各号のいずれかの電話設備を施設すること。																

<u>隔監視制御されない変電所（一般送配電事業者又は配電事業者の電線路と接続する目的で昇圧又は降圧の用に供するものに限る。）又は開閉所（分散型電源を電力系統に連系するために設置するものに限る。）と技術員駐在所等との間に、次の各号のいずれかの電話設備を施設すること。</u> 一・二 （略） <u>三 一般加入電話又は携帯電話等（分散型電源が高压又は35,000V以下の特別高压で連系するものである場合に限る。）</u> <u>2 前項第三号の一般加入電話及び携帯電話等は、次に掲げる性能を有すること。</u> <u>一 分散型電源設置者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在所へつながる単番方式）であること。</u> <u>二 話中の場合に割り込みが可能な方式であること。</u> <u>三 停電時においても通話可能なものであること。</u> <u>3 第1項の規定に基づき分散型電源設置者の技術員駐在所等と電力系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者の技術員駐在所等との間に一般加入電話又は携帯電話等を施設する場合であって、災害時等において通信機能の障害により分散型電源設置者と一般送配電事業者又は配電事業者との連絡が取れない場合には、当該連絡が取れるまでの間、分散型電源設置者は発電設備等を解列し、又は運転</u>	一・二 （略） <u>三 一般加入電話又は携帯電話等であって、次のいずれにも適合するもの</u> <u>イ 分散型電源が高压又は35,000V以下の特別高压で連系するもの（スポットネットワーク受電方式で連系するものを含む。）であること。</u> <u>ロ 災害時等において通信機能の障害により当該一般送配電事業者又は配電事業者と連絡が取れない場合には、当該一般送配電事業者又は配電事業者との連絡が取れるまでの間、分散型電源設置者において発電設備等の解列又は運転を停止すること。</u> <u>ハ 次に掲げる性能を有すること。</u> <u>（イ） 分散型電源設置者側の交換機を介さずに直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員駐在所へつながる単番方式）であること。</u> <u>（ロ） 話中の場合に割り込みが可能な方式であること。</u> <u>（ハ） 停電時においても通話可能なものであること。</u> （新設） （新設）
---	---

<u>を停止すること。</u>	
-----------------	--